

# 議会制度検討特別委員会 調査報告書

会津若松市議会における議会評価の導入について

令和5年6月16日  
議会制度検討特別委員会

## 【目 次】

第 1	はじめに	1
第 2	会津若松市議会における議会評価の導入について（案）	2
第 3	特別委員会における議会評価の試行結果について	4
1	内部評価及び外部評価の実施及び結果について	4
2	総括評価について	5
(1)	議会評価の試行結果に対する認識	5
(2)	本市議会における議会評価の在り方	6
(3)	議会評価の実装に向けた課題（申し送り事項）	7
	参考資料	9
1	議会評価の導入に係る関係例規等改正案	
2	地方議会成熟度評価モデルによる内部評価（試行）に対する外部評価結果	
3	地方議会成熟度評価モデルによる会津若松市議会 4 年間の取組の内部評価について（追記後の内部評価）	
4	議会プロフィール	

## 【特別委員会の構成】

委員長	高 梨 浩	副委員長	目 黒 章三郎
委員	高 橋 義 人	委員	後 藤 守 江
委員	内 海 基	委員	大 山 享 子
委員	斎 藤 基 雄		
参考人	武 藤 みや子	参考人	安 藤 美 幸

## 第1 はじめに

議会制度検討特別委員会は、令和4年8月8日に通年議会導入に係る初の招集会議において、議会評価モデルの実装に係る調査研究を行うため、7人の委員をもって構成する特別委員会として設置がなされた。

当特別委員会の議会評価モデルの実装に係る調査研究においては、前身の政策討論会議会制度検討委員会において今期議会の調査研究テーマとして取り組んできたものを引き継いだ形で以後議論を重ねてきたところである。

今般、当特別委員会において、本市議会への議会評価の導入についての考え方及び試行した本市議会に対する議会評価の結果を取りまとめたことから、報告するものである。

## 第2 会津若松市議会における議会評価の導入について（案）

### 1 目的

本市議会は、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的に、平成20年6月に会津若松市議会基本条例を制定し、以来、様々な議会改革に取り組んできたところである。

これら取組が、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与するためには、議会が自らその活動を振り返り、課題を明確化するとともに、必要な改善を継続して行い、また本市議会の在り方を追求していかなければならない。

このための手法の一つとして、議会基本条例に議会評価を位置付け、次期議会より本市議会に議会評価を導入することを提案するものである。

### 2 実施主体

組織の詳細は、会津若松市議会議会評価委員会に関する規程（案）（参考資料1）に記載

#### ○ 実施主体

- ・名称 : (仮称) 会津若松市議会議会評価委員会
- ・組織 : 議会基本条例に位置付けた組織  
※ 議会基本条例の改正案は、参考資料1に記載
- ・構成 : 各常任委員会（予算決算委員会を除く）、議会運営委員会、  
広報広聴委員会から選出された者 各1名（計6名）  
公募による市民 2名程度
- ・任期 : 2年
- ・実務 : 当該議員任期の4年間における議会評価を実施

### 3 評価の方法

- (1) 評価の順序  
内部評価 → 外部評価 → 総括評価（市民意見聴取） → 公表
- (2) 評価の基準  
公益財団法人日本生産性本部策定の「地方議会成熟度評価モデル」を使用

※ 評価方法の詳細は、会津若松市議会議会評価の実施に関する要綱（案）（参考資料1）に記載

## 4 内部評価

- (1) 1年目 評価準備
- ・ 前期議会からの引継ぎ事項の確認
  - ・ 議会の状態(現状、課題、取組等)の整理(議会プロフィールの作成)
- (2) 2年目 基礎調査
- ・ 各種取組の進捗状況の確認
- (3) 3年目 基礎調査
- ・ 各種取組の進捗状況の確認  
(執行機関への決議及び要望的意見の取組状況の確認を含む。)
- 中間総括
- ・ 地方議会成熟度評価モデルを使用
- (4) 4年目 基礎調査
- ・ 各種取組の進捗状況の確認
- 内部評価
- ・ 地方議会成熟度評価モデルを使用

## 5 外部評価

- 4年目 外部評価
- ・ 学識経験者その他の識見を有する者の中から、議長が依頼する3名程度の者により実施。

## 6 総括評価

- 4年目 総括評価
- ・ 外部評価を踏まえ、議会として総括評価を行い次期議会へ引き継ぐ。
  - ・ 総括評価については、市民から意見を聴くものとする。

## 7 公表

- 4年目 総括評価を市議会ホームページ、議会広報紙等で公表し、市民からの意見を求めるものとする。

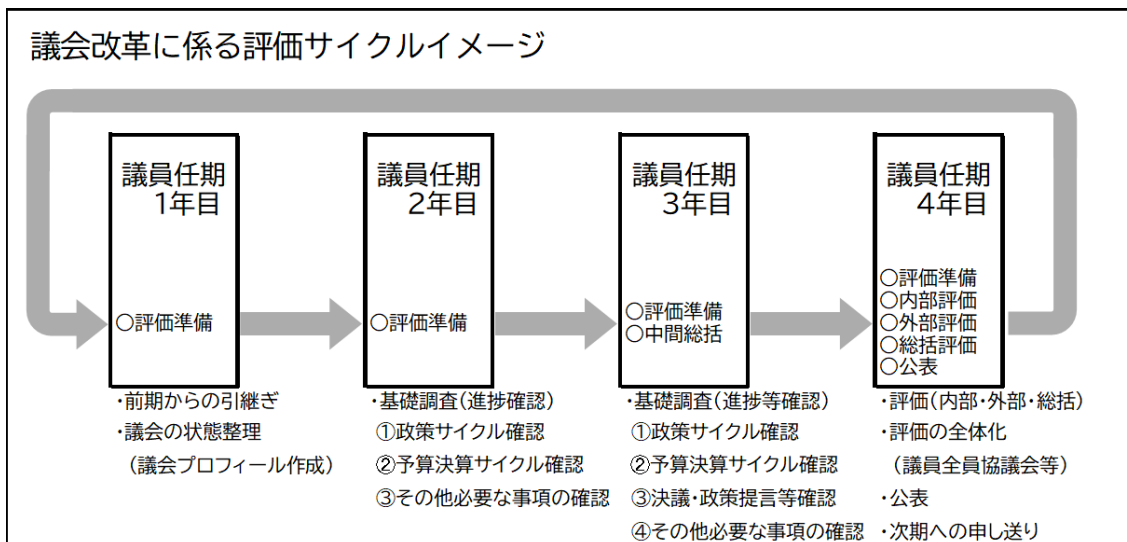
## 8 評価(総括評価)の活用

今期議会(改選前)の総括評価を次期議会(改選後)に引き継ぐものとする。  
次期議会は、総括評価を踏まえた必要な改善策に取り組むものとする。当該改善策の策定は、各派代表者会議において正副議長、各党派等の意向を踏まえながら決定する。

## 9 その他

議会評価に当たり必要な協議調整は、正副議長と正副委員長との調整会議において行い、議会全体での協議は、議員全員協議会において行う。

議会評価の導入に当たりその他必要な事項は、議長が別に定める。



## 第3 特別委員会における議会評価の試行結果について

### 1 内部評価及び外部評価の実施及び結果について

当議会制度検討特別委員会では、議会評価の導入に向け、その評価基準を公益財団法人日本生産性本部が策定した「地方議会成熟度評価モデル」を活用することとし、内部評価の試行に取り組んだ。

当該評価に当たっては、先の政策討論会議会制度検討委員会の市民委員であった武藤みや子氏及び安藤美幸氏を引き続き参考人として招き、議員のみならず市民意見を踏まえながら行ってきたものである。

評価モデルには、5つの視点に基づく全16項目の確認項目があり、それぞれの項目について、成熟度、評価の理由・根拠、具体的な改善点等を委員間の討議を経て内部評価結果を作成した。

また、作成した内部評価結果に対し、客観的な評価を加えるべく、有識者・学識経験者の3名に外部評価を依頼し、令和5年4月28日には、本市議会の議会評価の仕組み及び評価の仕方、考え方等に対し、外部評価者3名による意見聴取（ヒアリング）を実施した。

内部評価結果及び外部評価者からの評価結果については、参考資料2「地方議会成熟度評価モデルによる内部評価（試行）に対する外部評価結果」のとおりである。

## 2 総括評価について

### (1) 議会評価の試行結果に対する認識

#### ① 地方議会成熟度評価モデルを用いた本市議会の評価結果に対する認識

日本生産性本部の地方議会成熟度評価モデルは、議会活動に当たって意識すべき視点が一定程度網羅されており、議会評価に当たっては有用なツールであったと思われる。

当該モデルを活用した議会評価の実施について、外部評価の意見聴取時の講評では、「各項目の評価が行えること自体、議会としての成熟度が高い」との評価もあったが、今回の議会評価の試行により、議会内で意識されながらも表に出ていなかった本市議会の弱みを顕在化することができたものと思われる。

内部評価における各確認項目の成熟度評価については、外部評価者から「概ね妥当である」との評価を受けてはいるものの、以下に示すように、外部評価者が十分な評価を行うために必要な記述が不足していたとも考えられる。そのため、今回の外部評価については、議会活動自体に対する評価より、評価の仕方や記述内容に対する講評が多くなってしまったことは残念であった。

内部評価及び外部評価を通して、本市議会の強みは、議会機能の充実・強化であり、市民意見の議会活動への反映や、議会による政策提言等への執行機関の対応のフォロー等の取組については、外部評価者からも評価され、政策サイクルの仕組みが機能していることを再認識することができた。一方、情報公開や主権者教育などの確認項目については、市民に対する公表や情報発信の手法、意見を聴取する市民の属性の偏り、主権者意識の醸成に向けた取組不足などが指摘され、次期議会に向けた課題が明確となったものと思われる。

#### ② 評価の仕方に対する認識

内部評価における各確認項目の成熟度評価については、委員間での討議を行い共通認識を図りながら作成したものであるが、結果の記載において、次期議会において振り返りを行うためには記述が十分ではなく、根拠に欠ける箇所が散見された。評価に際して、項目の問いに対する答えが整合しているか、根拠を示したものとなっているかという視点は、本市議会が取り組んできた議決に対する説明責任にも共通するものであり、特に意識する必要があった。

今回の議会評価の試行に当たっては、議会内部での振り返りを主としたものであったが、評価結果の公表や活用について、具体的にどのような視点・プロセスで行うのかといった議論が尽くされないまま実施してしまった点は否めず、それが外部評価の講評に表れたものと考えられる。

なお、今回の外部評価結果を受け、参考資料3のとおり当特別委員会において内部評価の記述が不足している箇所の追記を行った。当初の内部評価結果、外部評価者からの指摘とあわせ、今回の議会評価及び本市

議会の取組を広く周知するため、この追記した内部評価についても市民に公表すべきと考える。

## (2) 本市議会における議会評価の在り方

### ① 議会評価結果の活用

議会評価は、議員任期4年の議会活動を振り返るとともに、今後に向けた課題を明確化することが主な目的である。今回の評価の試行で明らかとなった課題をもとに、次期議会においては任期中の目標設定を行い、各種取組の進捗状況の確認や内部評価の実施により、通任期における議会全体の評価サイクルを構築していくことが望ましい。議会評価を繰り返し行っていくことで、課題を見いだし、より良い議会へと繋げられるよう、議会基本条例に位置付け、議会運営のツールの一つとして活用していくべきと考える。

また、本市議会では、議会改革における目標として「今後の議会改革について」を議長選挙の都度とりまとめ、各派代表者会議をとおして全議員の共通認識としている。これは議会改革の達成度を評価する尺度として大変有効なものであり、地方議会成熟度評価モデルにおける議会プロフィール(参考資料4)の「5.これから取り組むべき課題」及び「6.通任期(4年間)の活動目標・アクション」と連動させるなど、振り返りの際に意を用いるべきと思われる。

### ② 市民意見の聴取及び市民への周知

今回の議会評価の試行に当たっては、市民目線での意見を聴取するため、参考人として当特別委員会に2名の市民に参加いただき評価を行ってきた。

参考人の2名は、いずれも評価者として十分な経験のある方であり、議会評価における検討に当たり、市民目線での貴重なご意見をいただくことができた。

一方で、外部評価の講評においては、「市民参加を充実させ、議会評価に取り込んでいくことは重要であるが、市民の方々がすぐに評価に携われるものではない。」との指摘があった。議会活動に当たっての広聴は、広く市民から意見をいただくことが基本ではあるが、今回の当特別委員会における議会評価などに際しては、一定程度評価者として成熟した市民からの意見が必要であり、性質が異なるものである。今回のような、評価者として成熟した市民委員による評価と、市民から広く募る意見(市民意見)は違う視点で考えていく必要がある。

また、議会活動の成果が住民福祉の向上につながっているのかという問いに対して、本市議会が公表している内容は、議会が行ったこと(アウトプット)に主眼が置かれている傾向にあると思われる。今後の市民への広報広聴の在り方として、市民に対してどのような影響があったのか(アウ



トカム) という視点が必要であり、今般の議会評価の結果を踏まえて、検討を進めていく必要があるものとする。

### (3) 議会評価の実装に向けた課題（申し送り事項）

議会評価の実装を検討するに当たり、今回の当特別委員会における試行的取組により明らかとなった課題を中心に、申し送り事項とする。なお、議会評価の実装に当たっての実施方法及び組織体制については、「第2 会津若松市議会における議会評価の導入について（案）」のとおりである。

#### ① 評価項目における記載

今回の試行的取組における内部評価では、各項目ごとに委員間討議を行い評価を実施したが、評価結果の根拠等については簡潔な記載としたため、外部評価において記載の不足が指摘された。各評価項目の根拠等の記載に当たっては、次期議会における振り返りや市民に対する公表等を意識した上で、具体的な事例を交えた分かりやすい内容とする必要がある。

また、今回は外部評価での指摘を踏まえ、内部評価結果の根拠等について追記・補足したものを作成したが、委員会全体としての十分な協議は行えなかった。次期議会において議会評価を実施する際は、内部評価を行う準備期間において評価項目に対する理解を深めていく必要がある。

加えて、評価の実施に関連し、政策討論会議会制度検討委員会が作成した議会プロフィールにおける「6. 通任期（4年間）の活動目標・アクション」については、政策討論会での調査研究（予算決算委員会各分科会の所管事務調査）を中心とした内容となっていたが、今回の外部評価者からの指摘を踏まえ、前段の「5. これから取り組むべき課題」と連動した議会全体の取組について記載していくべきと考える。そのためにも、前述した「今後の議会改革について」を参照した記載を行うべきであり、更には「見て 知って 参加するための手引書」をはじめとした既存の取組について、議会評価のサイクルの中に組み入れていく検討が必要である。

#### ② 評価のスキーム

議会評価の対象期間は、当該議員任期の4年間と設定しているが、任期中に評価を行う場合、被評価期間と評価期間が重なってしまうことから、評価の時期や内容について留意する必要がある。今回の試行的取組においても、外部評価の際に予算決算委員会各分科会における所管事務調査の最終報告が行われていなかったことから、外部評価者に今期議会の取組を十分に伝えることができなかった。このことを踏まえ、評価のスケジュールとして、評価を行う期間に一定程度の区切りをつけることや、予算決算委員会各分科会における所管事務調査の報告後に外部評価を行うなどの検討が必要である。

また、議会評価の実施体制として、当特別委員会でとりまとめた組織案のように、各委員会から委員を選出する場合には、評価の経過等を定期的

に各委員会へフィードバックする仕組みが必要である。議会評価のスキームにおいても、3年目の中間総括のほか、一定期間の経過後において進捗状況を報告していく仕組みなどについても検討する必要がある。

### ③ 市民意見の聴取方法

当特別委員会でとりまとめた議会評価の実施要綱（案）においては、総括評価について市民意見を聴取することとしているが、具体的な手法などについては、委員会としての議論はあったものの結論には至っていないところである。評価のための組織における公募市民とは違った視点で、意見を聴取する期間や手法、評価結果への反映方法などについて検討する必要がある。

おわりに、議会評価については、「地方議会成熟度評価モデル」を策定した日本生産性本部をはじめ、他市町村議会などにおいても様々な取組が行われている。今回の本市議会の議会評価の試行においては、当特別委員会内部での議論が主となっていたことから、次期議会において議会評価の実装を検討するに当たっては、他市町村議会や各種団体との連携についても留意し、仕組みづくりを進めていくべきと考える。

# 参 考 资 料



会津若松市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

会津若松市議会基本条例（平成20年会津若松市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（議会評価）

第6条の2 議会は、議会の活動及び運営を適切なものとし、議会活動における課題を明確にするため、議会評価を行うものとする。

2 議会評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

会津若松市議会基本条例（平成20年会津若松市条例第19号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○会津若松市議会基本条例</p> <p>平成20年6月23日 会津若松市条例第19号</p> <p>（広報広聴委員会）</p> <p>第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。</p> <p>2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>（議会評価）</u></p> <p>第6条の2 <u>議会は、議会の活動及び運営を適切なものとし、議会活動における課題を明確にするため、議会評価を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>議会評価に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>（附属機関の設置）</p> <p>第7条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○会津若松市議会基本条例</p> <p>平成20年6月23日 会津若松市条例第19号</p> <p>（広報広聴委員会）</p> <p>第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。</p> <p>2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>（附属機関の設置）</p> <p>第7条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。</p> <p>（中略）</p>

会津若松市議会議会評価委員会に関する規程（案）

令和5年 月 日

会津若松市議会告示第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、会津若松市議会基本条例（平成20年会津若松市条例第19号）第6条の2に規定する議会評価を実施するため、議会評価委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 議員 各常任委員会（予算決算委員会を除く。）、議会運営委員会及び広報広聴委員会においてそれぞれ選出されたもの  
6名

(2) 公募による市民 2名程度

2 前項第2号に規定する公募による市民は、原則として女性を1名以上とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の改選が任期満了前に行われたときの改選前の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、その改選が行われたときまでとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の任期の起算）

第4条 委員の任期は、選任の日から起算する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認める場合は、あらかじめ議長の許可を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

3 前項の規定により出席した委員以外の者は、委員長の許可を得て発言することができる。

4 前3項に掲げるもののほか、委員会の運営等については、会津若松市委員会条例（昭和34年条例第3号）第10条、第12条から第14条まで、第16条本文、第17条、第19条、第20条及び第22条の規定を準用する。

(記録)

第7条 委員長は、職員をして会議の議事、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。



## 会津若松市議会議会評価の実施に関する要綱（案）

（令和5年 月 日議長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、会津若松市議会の取組が、会津若松市議会議会基本条例（平成20年会津若松市条例第19号）第1条に規定する地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与するものとなっているかを確認すること及び必要な改善策を見出すことを目的として行う会津若松市議会の議会評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（評価の対象）

第2条 議会評価の対象は、会津若松市議会議員の改選から任期満了までの議会活動の全てとする。

（評価の時期）

第3条 議会評価は、議員の任期満了前までに行うものとする。

（評価者）

第4条 議会評価は、会津若松市議会が行うものとする。

2 議会評価の実務は、議会評価を設置目的とする委員会が担うものとする。

3 前項に規定する委員会は、議会評価に当たり必要な協議調整を、会津若松市議会会議規則（平成19年会津若松市議会規則第1号）第163条に規定する議員全員協議会又は正副議長と正副委員長との調整会議において行うものとする。

（評価の方法）

第5条 議会評価は、原則として次の各号の順により行うものとする。

- (1) 内部評価
- (2) 外部評価
- (3) 総括評価
- (4) 公表

2 議会評価は、公益財団法人日本生産性本部地方議会改革プロジェクトが策定する地方議会成熟度評価モデルを活用するものとする。

(内部評価)

第6条 前条第1項第1号に規定する内部評価は、次の表の左欄に掲げる時期を目途に、次の表の中欄に掲げる評価作業を行うこととし、その具体的事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

時期	評価作業	具体的事項
議員任期 1年目	評価準備	前期議会からの引継ぎ事項の確認 議会の現状、課題及び取組等の整理 (地方議会成熟度評価モデルを使用した議会プロフィールの作成)
議員任期 2年目	基礎調査	各種取組の進捗状況の確認
議員任期 3年目	基礎調査	各種取組の進捗状況の確認(執行機関への決議並びに政策提言及び要望的意見の取組状況の確認を含む。)

	中間総括	地方議会成熟度評価モデルを使用した中間総括の実施
議員任期	基礎調査	各種取組の進捗状況の確認
4年目	内部評価	地方議会成熟度評価モデルを使用した内部評価の実施

(外部評価)

第7条 第5条第1項第2号に規定する外部評価は、議員任期の4年目を目途に、学識経験者その他の識見を有する者の中から、議長が依頼する3名程度の者により行うものとする。

(総括評価)

第8条 第5条第1項第3号に規定する総括評価は、前条に規定する外部評価を踏まえ、議会として総括的な評価を行うものとする。  
2 総括評価については、市民から意見を聴くものとする。

(公表)

第9条 第5条第1項第4号に規定する公表は、第6条から前条までに規定する内部評価、外部評価及び総括評価を市議会ホームページ、議会広報紙等で公表することにより行うものとする。

(評価の活用)

第10条 議会は、第8条に規定する総括評価及びその他改善に係る必要な事項を改選後の次期議会に引き継ぐものとする。

2 次期議会は、前期議会の評価等を踏まえ、必要な改善策の策定に取り組むものとする。

3 前項の改善策の策定は、各派代表者会議において正副議長、各会派等の意向を踏まえながら行うものとする。

( 補 則 )

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日以後初めてその期日を告示される一般選挙後における議員の任期の始まる日から施行する。

会津若松市議会  
議会制度検討特別委員会

地方議会成熟度評価モデルによる  
内部評価（試行）に対する外部評価結果

令和5年5月17日

## 【目 次】

I	外部評価（試行）の概要	1
II	外部評価結果の総括	
1	全体における総評	2
2	地方議会成熟度評価モデルを活用した会津若松市議会の内部評価結果に対する評価	3
3	議会評価の仕組み及び評価の仕方等に対する評価	
(1)	会津若松市議会における評価の仕組み	3
(2)	議会プロフィール	4
(3)	内部評価の仕方	4
4	留意点	
(1)	議会評価の市民への公表の在り方	5
(2)	政治の劣化を食い止め、地域民主主義を充実させる 視点と実践を	5
(3)	全国展開を意識し、議会間の「善政競争」を	5

## I 外部評価（試行）の概要

### 1 評価対象

- (1) 公益財団法人日本生産性本部策定の地方議会成熟度評価モデルを活用した本市議会の内部評価結果
- (2) 議会評価の仕組み及び評価の仕方等

### 2 外部評価者（3名）

- ・法政大学法学部政治学科教授・総長  
廣瀬 克哉 氏
- ・大正大学社会共生学部公共政策学科教授  
江藤 俊昭 氏
- ・早稲田大学マニフェスト研究所事務局長  
中村 健 氏

### 3 実施期間

令和5年4月6日から同年5月17日まで

### 4 外部評価ヒアリング

実施日 令和5年4月28日

方 法 対面及びオンラインによる内部評価結果等に係る細部聴取

## Ⅱ 外部評価結果の総括

### 1 全体における講評

会津若松市議会は、現在まで約 15 年にわたり地方議会のリーダーとして議会改革を牽引してきた経過にある。今回の議会評価モデルの試行的な取組は、外部評価の実施も含めて地方議会にとって先駆的な取組であり、政策サイクルが機能している会津若松市議会であるからこそ実施できたものと評価する。

評価を実施するということは目的があるものであり、議会内部で実際に議会活動に従事している議員及び議会活動を支える議会事務局職員にとって、役に立つような点検や振り返り、あるいは次のステップを確認して課題を明確化するための評価が基礎になければならない。今回取り組んだ評価は基本的にはそういった性質のものであり、目的達成のために設計されたものと理解できる。

会津若松市議会では、市民も恒常的な委員（参考人）として議会評価に係る特別委員会に関わっているが、今回の外部評価だけではなく、市民が議会に関わっていくことによって、議会側にも市民的な感覚が視野に入っていくと思われる。市民参加を充実させ、議会評価に取り込んでいくことは重要であるが、市民の方々がすぐに評価に携わることができるものではない。どのように市民に分かりやすく伝えていくのか、その媒介としての評価者（アセッサ）をどう育成していくのか、議員はもちろん市民の中で冷静な評価、判断ができるよう研修等にも取り組み、評価者としての裾野をしっかりと広げていくことで、市民参加の充実にも繋がっていくのではないかとと思われる。

内部評価においては、議会の取組や評価内容を市民へ伝える観点から、根拠の示し方や市民への分かりやすさ、説得力のある説明という点については改善の余地が見受けられ、記載の仕方にも具体的な事例を加えるなど、もう少し工夫が必要であると思われる。今回、外部評価を行った議会評価は、大きく言えば、まずは議会の当事者が自分たちの 4 年間の振り返り、次の課題を確認して次の 4 年間で担っていく人たちに引き継ぐための評価として、基本的にはその役割を果たす基礎となるものである。他方では、その外部にある特に幅広い層の市民に対して、議会はどういうものであり、そしてその議会の一般的な役割や機能、目標といった、会津若松市議会の議会白書に記されている目指す方向や在り方について、実際のところどこまで進んでいるのか、十分であったのか、残る課題についてどういうものがあると認識しているのかなどについて、伝達し理解してもらうための評価ということでもある。今回の内部評価の試行については、少なくとも総括や伝達の仕方については議会の当事者のためのものとなっており、市民に向け、伝達をするための評価結果としてはもう一段の工夫が必要ではないかとと思われる。



今回の評価に当たり参照した日本生産性本部の「地方議会成熟度評価モデルガイドブック」については、評価の尺度として活用できるものと認識しているが、評価の全体像が見え、市民へ伝わる内容となるよう改訂が必要な箇所も見受けられる。今後の議会評価の実施に当たっては、このガイドブックを作成した日本生産性本部や、同様の取組を行っている他議会との連携を行い、多様な評価手法も参考にしてより良い評価となるよう検討されたい。

会津若松市議会における成熟度評価の取組は、議会の4年前の状況と今後の議会改革をより精緻化・統合したものであったが、現在、議会評価をどのように行っていくのかについては、全国の地方議会においても模索しているところである。今回の会津若松市議会の取組を突破口として、議会評価の取組を全国に広げ、今後の議会改革の更なる充実につながることを期待する。

## 2 地方議会成熟度評価モデルを活用した会津若松市議会の内部評価結果に対する評価

評価の根拠等において、記述内容が不足している箇所があり、成熟度が「○」なのか、「◎」なのかという正確な評価について悩ましい箇所はあるものの、日本生産性本部の地方議会成熟度評価モデルガイドブックにおける評価基準を念頭に置いて評価を行えば、内部評価結果に記載された各項目の評価結果（「◎」、「○」及び「△」）についてはほぼ妥当である。

成熟度評価自体は高得点であるが、「◎」の評価であっても改善点はあると思われる。更なる取組が必要と思われる具体例や改善点を記載し、課題をより明確にすることが重要である。

## 3 議会評価の仕組み及び評価の仕方等に対する評価

### (1) 会津若松市議会における議会評価の仕組み

- ・ 議会成熟度評価が議会の成果についての評価であるとするならば、これにより市民にとってどのような影響が出てくるのかという、結果としてもたらされたものへの評価の視点を入れる余地がある。今後の評価において、それを入れるのか、入れずにこのまま進めていくのかについては、最後の総括をまとめていくまでに整理すべきである。
- ・ 本来、総括評価を行う前に市民の意見を聴くということが筋であると思うが、ある程度形にして示して、それで意見を聞くというような手法も検討いただきたい。
- ・ 公表について、なぜ議会評価が必要なのか、どのような取組をしてきたのか、ということが全体像の中に必要である。総括評価を市議会のホームページや議会広報

紙等で公表するということであるが、市民参加のための手法として、市民との意見交換会については「今までのやり方では参加者が偏り、市民参加があまり広がっていない」というような評価もあることから、これまでの手法による公表が効果的であるのか再考する必要がある。

- ・ 会津若松市議会では、議会白書として、『見て、知って、参加するための手引書』を作成しているが、今回の評価にはその記述が見受けられなかった。市民との関係において、これをどう議会評価に生かしていくのかという検討が必要である。

## (2) 議会プロフィール

- ・ 会津若松市議会がこれまでの4年間にどのような取組を行ってきたのかということは議会プロフィールの中にも書かれているが、別途、政策研究における中間総括や、現在取りまとめているこの4年間に何をやってきたかという最終報告書を作成している経過もあり、外部評価に当たっては、それらを参照しながら評価をすべきと思われる。
- ・ 議会プロフィール「3. 現在の姿」には議会基本条例の対応条文が示されているが、「5. これから取り組むべき課題」などで取り上げた課題に対して優先的に改善していこうとする項目を入れてはどうか。
- ・ 議会が成熟していくということは、その先にある住民自治を成熟させていくということであり、常に連動しているということをプロフィールに表記していくことは重要な視点であると思われる。

## (3) 内部評価の仕方

- ・ 内部評価に当たって、「問い」に対する「評価」が整合していないものも見受けられる。全体の記述を調整すべきである。
- ・ 全体的に記述内容の豊富化が必要である。全体評価の尺度は地方議会成熟度評価モデルガイドブックを活用しているが、評価とガイドブックとの整合性が取れていない箇所も見受けられる。評価基準を地方議会成熟度評価モデルガイドブックに合わせる必然性はないものの、議会としてどのように考えているかということについて、「Aという仕組みがあり、Bが行われている。その結果Cという成果があり、市民にはDということで知られ、市民福祉の向上に貢献している。ただし、Eという課題があり、その解決のためにはFが望まれる。」のように、明示的な根拠を含め記載すべきである。

## 4 留意点

### (1) 議会評価結果の市民への公表の在り方

議会評価は、議員や議会制度検討特別委員会に参加している市民だけではなく、会津若松市の全市民が主体的に関わるためのものである。そのためには、情報が共有されていないなければならない。

今回の内部評価の試行に当たっては、日本生産性本部の議会成熟度評価モデルを採用して行ったが、市民に対する公表の手法として、その評価結果を公開するだけでは不十分である。なぜ議会評価が必要か、議員の任期4年間の中でどのような議会活動・議員活動をしてきたのか（アウトプット指標）、「住民福祉の向上」を目指した活動の成果（アウトカム指標：修正決議、附帯決議、要望的意見などの結果）と評価、更なる展望などを全体として市民に知らせることが必要である。

会津若松市議会が発行している『見て、知って、参加するための手引書～会津若松市議会白書～』の内容を豊富化して、これらの概要を明記することを考えても良い。その上で、エビデンス（根拠）となる資料を提出する必要がある。また、市民にとって理解しやすい、全体像をイメージした資料提供も必要である。まさに、「見て、知って、参加する」ための資料提供の視点を意識して欲しい。

### (2) 政治の劣化を食い止め、地域民主主義を充実させる視点と実践を

会津若松市議会は、住民とともに歩む議会改革を進める先駆的な議会であるが、その一方で、投票率の低下は進んでいる。議会だけの責任ではないが、議会改革により政治の信頼を回復し、投票率の向上、政策型選挙の展開を積極的に進める視点を持って、実践に臨んで欲しい。

住民とともに歩む開かれた議会は、それらの役割を担うとはいえ、選挙を意識して活動していく必要がある。4年間の通任期の議会活動の起点は選挙であり、その選挙が議会活動の方向を決め、最終的な成果となるのも選挙である。その選挙の素材として議会評価は重要である。

### (3) 全国展開を意識し、議会間の「善政競争」を

議会を評価することについては、様々な手法が開発されているが、日本生産性本部による議会成熟度評価は、議会からの政策サイクルを回し始めた「議会改革の第2ステージ」に達している議会にとっては、ベターな評価手法である。とはいえ、この手法にも課題はあると思われる。

会津若松市議会をはじめ、この議会成熟度評価を試行している議会の実践及びそれらの議会相互の連携（意見交換等）によって、この議会評価の手法は充実する。同時に、試行している議会間の連携が、いわば「善政競争」を呼び起こすことにも期待している。

この連携は試行している先駆的な議会の充実強化に役立つだけではない。それぞれの議会が自らの成熟度評価を公開することで、その意義と手法を他の議会も容易に学ぶことができ、これを起点に多くの議会で、議会からの政策サイクルを回し、それを評価し、更なるバージョンアップを図る「善政競争」に関わることができる。

これらによって、全国の議会活動の水準が高まることになる。会津若松市議会においては、その気概を持って今まで以上に取組を進めていただきたい。

会津若松市議会 議会制度検討特別委員会

地方議会成熟度評価モデルによる  
会津若松市議会 4年間の取組の  
内部評価について

会津若松市議会  
議会制度検討特別委員会

委員長	高	梨	浩
副委員長	目	黒	章三郎
委員	高	橋	義人
委員	後	藤	守江
委員	内	海	基
委員	大	山	享子
委員	斎	藤	基雄
参考人	武	藤	みや子
参考人	安	藤	美幸

## はじめに

会津若松市議会では、議会活動評価モデルの実装に係る調査研究等を行うため、令和4年8月8日に議会制度検討特別委員会を設置し、日本生産性本部の議会成熟度評価モデルを用いた議会活動の評価を試行的に取り組んできました。

この報告書は、令和元年8月7日の議員任期の開始から任期満了までの4年間の会津若松市議会の取組について、5つの視点と16の評価項目による内部評価結果について記載しました。また、その結果と評価の方法について、令和5年4月28日に行った外部評価者からのヒアリングにおける指摘を踏まえ、総括評価結果に至った理由等を補足し、より分かりやすく記述したものです。

### ○本書のつくり（目次）

評価の視点	確認項目	ページ
視点1 戦略プラン ～活動の方向性づくりと具現化～	①理想的な姿の構築	1
	②課題の明確化	2
	③課題解決の具現化	3
視点2 政策サイクル ～議会の基本的な活動～	④住民との対話	4
	⑤議員間の討議	5
	⑥政策立案・提言、議案審査	6
	⑦総合計画、政策評価、予算・決算の連動	7
視点3 条件整備 ～組織的基盤の強化～	⑧能力向上	8
	⑨体制づくりと活動基盤整備	9
	⑩内部資源と外部連携の活用	10
視点4 信頼と責任 ～議会に対する信頼の増進～	⑪法令等遵守	11
	⑫情報公開と説明責任	12
	⑬危機管理	13
	⑭主権者教育と選挙の充実	14
視点5 ふり返りと学び ～ふり返りを通じた改善～	⑮振り返りの取り組み方	15
	⑯振り返りの結果の活用	16

## 視点1 戦略プラン ～活動の方向性づくりと具現化～

### 確認項目① 理想的な姿の構築

議会に期待される役割を踏まえ、目指すべき理想的な姿を構想していますか。

#### ○ 内部評価の結果

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
○	議会基本条例に議会の理想的な姿が明文化されているが、議会全体への浸透に向けては一層の取組を進める必要がある。

#### ● 外部評価者からの指摘

- 具体的にどのような取組でどのような成果があるのか、課題として認識していることの改善点など、踏み込んだ記述があれば良い。
- 議会基本条例だけではなく、自治基本条例についても議会側で関与して制定した経過があり、確認項目に記載しておくべきと思われる。

#### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 会津若松市議会基本条例の前文には、「議会が実現すべき理想的な姿（ビジョン）」が明文化され、会津若松市自治基本条例にも、「議会及び議員の役割・責務」が規定されていますが、その内容や理念は議会や市民に十分に浸透している状況とは言えません。今後、浸透に向け一層の取組を進める必要があると考えます。
- 会津若松市議会では、議長選挙後の各派代表者会議において「今後の議会改革について（巻末参考1）」を作成しており、今期においては5本の柱と24の検討事項からなる議会改革の課題を市議会全体として共有し、解決に向け取り組んできました。しかしながら、今任期中にこの課題認識すべてについて意識して再度振り返る機会は十分でなく、次期以降は、これら検討事項の振り返りを意識しながら取組を進める必要があると考えます。

## 確認項目② 課題の明確化

理想的な姿を実現するために取り組む政策立案のテーマや、改革課題、議会改革の課題を明確化していますか。

### ○ 内部評価の結果（当初）

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
◎	市民との意見交換会を起点として、課題を明文化し、議会として政策論議や課題解決に取り組むシステムが確立している。

### ● 外部評価者からの指摘

- 実際にどのようなことに取り組んで成果が出ているかの記載が欲しい。また、現状をさらにレベルアップしていくための課題認識などがあれば付記されたい。
- 政策サイクルのシステムが確立していることには同意するが、確立したシステムが機能し、次の改革課題が明確化しているかということ問いとして受け止め、説明しなければならない。

### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 会津若松市議会では、毎年5月と11月に市内15地区で開催する地区別の市民との意見交換会において、市民からいただいた数多くのご意見をもとに、市政や市民が抱える問題に目を向け、それらの問題を市政の課題として一般化し、議会として解決に向けた取組を行う「政策サイクル」のシステムが確立されています。
- 今期の具体的な取組として、予算決算委員会の4つの分科会において「所管事務調査」として、それぞれの分科会で課題となる具体的なテーマを設定して政策研究を行い、以下のような成果がありました。

#### ・今期予算決算委員会各分科会の所管事務調査の主なテーマと成果

第1分科会	テーマ 財政健全化
成果：実質公債費比率を重視した新たな市債管理のルールが策定された。	
第2分科会	テーマ 地域との連携による防災・減災対策
成果：市の防災対策について充実・強化すべき取組を市長に政策提言した。	
第3分科会	テーマ 観光誘客並びに地域経済活性化及び支援策の在り方
成果：温泉地域の景観整備に係るアクションプランが策定された。	
第4分科会	テーマ 官民連携による降雪対策の在り方について
成果：各町内会で除雪業者との事前打合せが徹底されるようになった。	

※ 取組の詳細は、「所管事務調査取組報告」として市議会ホームページに掲載しています。

- 予算審査や決算審査の前には、各分科会で課題となる論点の整理を行い、論点とした内容について、分科会として重層的な質疑を行うことで、課題に対する認識や問題認識をより深めることができています。
- なお、議会改革の課題の明確化の内容と課題認識については、確認項目①「理想的な姿の構築」で示したとおりです。



## 確認項目③ 課題解決の具現化

理想的な姿を実現するための方策が、活動として具現化されていますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
◎	決議や政策提言等への執行機関の対応状況に係る調査を実施したことは評価できる。課題解決の具体的方法については構築されている。今後は気づいた点を改革しながら、制度の更なる深化を図る必要がある。

### ● 外部評価者からの指摘

- 「課題解決の具体的方法については構築されている」という記述があるが、どのような方法なのかの記述が欲しい。第三者や市民にはわかりにくい内容に思われる。
- 「制度の更なる深化」について、どのようなイメージであるのか、具体的な記述が必要である。

### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 会津若松市議会では、予算や決算の審査における議員（委員）間討議（確認事項⑤）において合意に至った意見等について、分科会としての「要望的意見」や、議会としての「（附帯）決議」、を行う仕組みがあり、執行機関（市長）に課題解決を促す方法として確立されてきました。
- また、予算決算委員会の4つの分科会における所管事務調査（確認項目②「課題の明確化」に記載）については、2年目に「中間総括」、4年目に「最終報告」として調査研究の成果についての報告会が行われており、その際に、市として取り組むべき内容を「政策提言」としてまとめ、市長に提言しています。
- これらの取組に加え、今期議会では、3年目となる令和4年に、これまでの決議や要望的意見などで政策提言してきたものが市の政策に反映されているのか、議会と執行機関側の認識を確認する調査を実施してきました。この調査において確認された認識のうち、議会と執行機関で相違のあるものについては、その後に抽出論点として取り上げ、予算審査、決算審査に生かすことができています。
- しかしながら、上記の取組は今回試行的に取り組んだものであり、制度として確立していくためには、問題点を改善しながら今後も継続して取り組んでいくことが必要と考えています。

## 視点2 政策サイクル ～議会の基本的な活動～

### 確認項目④ 住民との対話

住民との意見交換会や、議会報告会を通じて、住民との対話をもとに情報収集に取り組んでいますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
◎	市民との意見交換会を開催し、それにより得た市民意見を委員会審査等の議会活動に反映させる仕組みが確立されている。市議会として多様な意見を取り込めるよう、制度の更なる進化（深化）が必要である。

#### ● 外部評価者からの指摘

- 「どのような仕組みなのか」「どのような成果に結びついているか」「更なる進化（深化）」とはどういう課題を認識してのことかなどの記述がもう少し欲しい。
- 評価の理由の背景として、現状では「議会に参加される住民の属性が限られている」というような問題意識が感じられる。議会プロフィールとつなげて読めば推測できるものの、内部評価にも記載されていた方が分かりやすい。

#### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 確認項目①「理想的な姿の構築」に記載した年2回の地区別意見交換会のほか、「分野別意見交換会」として、所管事務調査を行っている予算決算委員会各分科会において、議会からの依頼や各団体からの要請により意見交換会を開催しています。今期における意見交換会は、コロナ禍により一部中止となっていた期間があったものの、人数制限などの感染症対策を行いながら再開し、市政や議会に対する様々なご意見をいただくことができました。

##### ・今期における市民との意見交換会の回数と合計人数

種類	回数等	参加人数計
地区別意見交換会	5回×15地区=75回	658名
分野別意見交換会	1回（東山及び芦ノ牧温泉観光協会）	7名

※各意見交換会の内容や結果については、市議会ホームページに掲載しています。

- 意見交換会に参加される市民の方の性別や年代、属性に偏りが見受けられ、多様な意見を聴取する方法が課題となっています。広報広聴委員会においては、「広報議会モニター」として、様々な属性の市民からなる60の方から広報議会の紙面等についてご意見をいただく取組を行っていますが、意見交換会においても、ワークショップ等の多様な方法で様々な属性の市民と対話していく必要があります。

## 確認項目⑤ 議員間の討議

議員間で討議を実施するなど、論点の明確化や合意形成に取り組んでいますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
◎	委員会を中心に、論点を持って議員間討議を行うことが審査における一連の流れの中に位置づけられ、合意形成に向けた議員間討議を行う取組が確立している。

### ● 外部評価者からの指摘

- 「合意形成に向けた議員間討議を行う取組が確立している」とは、どのような取組なのか。市民に伝わるかの視点も考慮されたい。
- 議員間で、まだ議員間討議についての理解にバラつきもあるようなので、「今後は○○○を追求する」という改善部分についての討議や記述があればなお良い。

### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 会津若松市議会では、意思決定に当たり「なぜそのような決定に至ったのか」という議論の経過も含めた説明責任を適切に果たすため、議員（委員）間討議を重視しており、議会基本条例においても「議員の活動原則」として規定しています。

#### 会津若松市議会基本条例（抜粋）

##### （議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

（中略）

##### （議員間の討議による合意形成）

第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

- 議員（委員）間討議では、委員会や本会議の議案審査において、質疑後に議員（委員）のみで自由討議が行われ、議案における論点や争点について、各議員（委員）が意見を述べ合い共通認識の確認や、合意形成を行っています。
- 議員間（委員間）討議をより有意義なものとするには、それぞれの議員（委員）の課題に対する知見を高め、理解が深まっていなければなりません。そのためには、引き続き、政策研究を積極的に行っていく必要があります。

## 確認項目⑥ 政策立案・提言、議案審査

調査研究活動等を通じた議会独自の視点での政策立案や議案審査により、執行機関に対する監視機能の発揮が行われていますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
◎	本市議会においては政策立案や政策提言等を行うシステムが構築されている。住民福祉の向上を念頭とした議案審査や調査研究、市民意見を起点とした政策提言などを通じて市政の監視機能を発揮しているところであるが、今般の職員の不祥事を踏まえ、監視機能の在り方について継続的な改善を図る必要がある。

### ● 外部評価者からの指摘

- これまでの成果についての記述があれば良かった。
- コロナ禍への対応についての各委員会の取組をとおして何ができたかなど、議会の機能について言及するほうが妥当である。
- 直近のことで触れないわけにはいかなかったかもしれないが、不祥事は行政システムの問題であり、具体的な不祥事を防げなかったことに対し、監視機能の在り方の改善につなげるのはミスリーディングである。議会の監視機能の在り方を問題にしているということが伝わるよう工夫が必要である。

### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 今期は、コロナ禍という特殊な環境下において、感染症対策を講じながら議会活動を継続してきました。令和2年9月定例会では、市長側からの申入れにより一般質問を取りやめた経過はありましたが、執行機関の提案に対しては定例会のほか、都度必要に応じて臨時会（臨時会議）を開催して審査を行い、議会として監視機能を発揮しながらも、執行機関を後押しできるようなスピード感を持って新型コロナウイルス対策の審査に当たりました。また、臨時会においても、1日で議了とせず、必要に応じ委員会付託を行うなど、適切な審査となるよう議会運営を行いました。

#### コロナ禍※での臨時会（臨時会議）の開催数

開催回数	開催日数
17回	19日間

※ 令和2年4月から令和5年5月まで、招集会議を除く。

- 職員の不祥事については、委員会において内部評価を実施する直近で発生し、議会として関係する予算審査を行っていた経過もあり、当初の評価に記載しました。議会の役割は、このような不祥事が起きないように仕組みとなっているのかを監視することであり、審査等での答弁根拠の精査など、議会として監視機能の考え方を共通認識としていきます。
- 議会からの政策提言の仕組みは、確認項目③「課題解決の具現化」のとおりです。

## 確認項目⑦ 総合計画、政策評価、予算・決算の連動

総合計画、政策評価、予算・決算審査が連動していますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
◎	総合計画に掲げられた施策と政策目標等に照らした論点を抽出し、予算審査と決算審査とを連動させ、住民福祉の向上につなげる取組がなされている。

### ● 外部評価者からの指摘

- 取組結果がどんな成果に結びついたのか（住民福祉の向上につながったのか）が記載されると市民にも伝わる。
- 会津若松市議会は、決算から予算へという政策サイクルのシステムの中で、監査委員との連動を模索していると聞く。議員から選任される監査委員の位置づけと連動の手法の必要性なども記載すべきである。

### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 定例会議での予算や決算の審査の前には、予算決算委員会各分科会を開催し、総合計画や施策評価を念頭に置きながら論点を抽出して審査に当たっています。この論点は、確認項目②「課題の明確化」で示した会津若松市議会の政策サイクルの中で、市民意見をもとに市政の課題としたものなどを踏まえて抽出されたものです。審査を行った結果は委員会の要望的意見や議会の決議、政策提言などにより市政へ反映され、市民に影響していくことから、市民意見を起点として、市の総合計画や施策評価が予算・決算の審査と連動していく仕組みが構築されています。（詳しくは、巻末参考2 政策サイクルにおける主要ツールの位置付けを参照ください。）
- 公開されている監査情報の予算審査や決算審査への活用、政策サイクルへの連動の在り方についても、今後検討される予定です。

## 視点3 条件整備 ～組織的基盤の強化～

### 確認項目⑧ 能力向上

のぞましい形で政策サイクルを回し議会運営を実現するため、議員と議会事務局職員が目標を定めて必要な政策立案・審議能力の向上に取り組んでいますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
◎	議会人として組織的に必要な能力やスキルを身に付けるシステムがあり、議員及び議会事務局職員が常に知見を磨いている。

#### ● 外部評価者からの指摘

- 「議会人として組織的に必要な能力やスキルを身に付けるシステム」とはどういうシステムか具体的な記述が欲しい。そのシステムの結果としてどういったことが起こっているのか説明が必要である。

#### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 予算決算委員会各分科会での所管事務調査や市民との意見交換会の開催などを通し、市民意見を起点とした具体的な検討テーマの設定や先進地調査、委員間での自主研究などを行うことで、議員に必要な能力を身につけられる体制ができています。  
これに加え、本市議会の議会改革について他自治体議会からの視察・調査を受け入れる際には、説明する議員と一緒に期数の浅い議員がペアとなって同席することで、本市議会の改革の内容や取組状況などが議員間で共有され、引き継がれていく仕組みとなっています。
- 議会事務局の職員についても、上記の議員の取組と同じ場を共有し、議員と一緒に研鑽を積み能力向上に努めているほか、事務局内においても定期的なミーティングが行われ、各委員会担当の事務局職員相互での情報共有や進捗管理による適切な議会及び委員会の運営が図られています。



## 確認項目⑨ 体制づくりと活動基盤整備

のぞましい形で政策サイクルを回し、議会運営を実現するために、適切な体制づくりや、具体的な活動の実践に取り組んでいますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
◎	住民福祉の向上に向けて政策サイクルを回しており、かつ、議会の理想的な姿に向けて継続的に議会改革に取り組んでいる。

### ● 外部評価者からの指摘

- 「議会として適切な体制づくりの取組が評価されているものの、市民理解につながっていないことが課題である」といった素直な記述も必要ではないかと思われる。

### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 会津若松市議会の政策サイクルの仕組みについては、確認事項②（課題の明確化）及び確認事項⑦（総合計画、政策評価、予算・決算の連動）で示したとおりです。
- 会津若松市議会は、平成20年から現在までの約15年間、継続して議会改革に取り組んできた経過にあります。自治体研究者や他の自治体議会等からは、議会としての適切な体制づくりの取組が評価されているものの、市民への議会に対する理解が必ずしも深まることにつながっていない状況にあります。今後はこのような課題を意識しながら、引き続き適切な議会活動に取り組んでいきます。

## 確認項目⑩ 内部資源と外部連携の活用

議会事務局の政策調査部門、議会図書室やICTツール等の人材・情報インフラや、外部の大学の知見、他の議会等との連携を活用していますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
○	<p>外部連携の活用の面で、大学との連携は一定程度できている。一方で、内部資源の活用の面では先進的な取組は行われていない。特に議会図書室の機能強化については、新庁舎の建設に合わせて検討する必要がある。ICT活用についてはタブレット端末が導入されたものの、より一層の活用の余地がある。</p>

### ● 外部評価者からの指摘

- 大学との連携はどのようなもので成果を上げているのか説明が必要である。
- ICTの活用については、タブレット端末を活用するためには、どのようなところが課題として認識されているのか、討議を深める必要があったと思われる。

### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 今期における専門的知見の活用など外部機関との連携については、各分科会での調査研究において、財政や食料・農業などをテーマに大学教授によるオンラインセミナーを開催し、課題に対する知見を深めました。特に財政分析については、平成20年から自治体財政を専門としている大学教授を招き毎年セミナーを実施しており、会津若松市の財政健全化に寄与しています。
- 大学との連携については、平成21年より国立大学法人福島大学、会津若松市及び会津若松市議会の3者による相互友好協力協定を締結しており、地域の政策課題や議会における政策形成、議会運営について相互に協力し合う体制が構築されています。
- ICTについては、今期の令和4年10月に議員への一人一台タブレット端末が導入され、会議資料の閲覧や通知などの連絡手段として活用されています。しかしながら、導入から日が浅く、議員によって使い方や活用頻度に差異がある状況です。今後、委員会審議での活用やオンラインによる委員会参加などを検討するとともに、使い方の研修等をとおして、各議員がタブレット端末をより一層活用できるよう取組を進めていく必要があります。



## 視点4 信頼と責任 ～議会に対する信頼の増進～

### 確認項目⑪ 法令等遵守

法令や政治倫理をはじめとしたコンプライアンスの遵守や、社会からの要請に対応していますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
○	議会基本条例や議会議員政治倫理条例により、議会の活動原則や行動規範を明確にしており、場合によっては自浄作用として議員辞職勧告決議を発する素地ができている。しかしながら、議員にコンプライアンスを理解させる研修のような取組は十分ではない。市民の議会に対する不信感の原因になることから、議会として取組を強化する必要がある。

#### ● 外部評価者からの指摘

- 妥当な記述である。

## 確認項目⑫ 情報公開と説明責任

議会を対象とした情報公開条例や個人情報保護条例が制定され、広聴広報活動や情報公開が、分かりやすく説明責任を果たすものとなっていますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
○	議会ホームページや議会映像配信のほか、紙や音声、点字といった様々な媒体による議会広報紙の発行など、情報公開については一定程度取組がなされているが、市民からどのような情報がどのような媒体で求められているのか、また、どれだけ伝わっているかを踏まえながら、議会として更なる改善が必要である。

### ● 外部評価者からの指摘

- 課題として受け止めているものについて、委員会の討議では様々取り上げていたようだが、「課題は○○○○と認識している。そのためには△△△△という改善が必要と認識している」としっかりと記述したほうが良い。

### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 会津若松市議会では、個人情報保護法の改正にあわせ、令和4年12月に「会津若松市議会個人情報の保護に関する条例」を制定し、議会における適切な個人情報の管理や、情報公開の方法などが執行機関とは別に定めました。  
また、地方自治法の一部改正に伴い、令和5年6月に「会津若松市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定し、議員の請負の状況の透明性の確保と議会運営の公正、事務執行の適正を図ることとしました。
- 市民に対する議会の情報発信は、広報議会の各世帯への配布や、議会情報のホームページでの公開などにより行われていますが、これらの方法が各市民に対して適切な方法であるのか、市民がどのような媒体でどのような情報を求めているのか、といったことへの認識が不十分であったと思われます。広報広聴委員会において行われている広報議会モニター等の取組を活用して、適切な媒体や広報広聴の在り方等を調査していくなど、特に「広聴」の面において改善が必要であると考えます。
- また、これらの情報発信の視点として、どのような情報を発信したかに着眼点が置かれている傾向にあり、今後は、これらの情報により市民生活や市政に対してどのような影響があったのかという視点での情報共有、情報発信を考えていく必要があります。

## 確認項目⑬ 危機管理

大災害等の非常時でも、業務継続計画（BCP）の策定や訓練の実施等、議会が有効に機能するための準備が行われていますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
○	議会BCPの策定がなされており、情報伝達訓練が行われた実績はあるものの、議員全員を対象としたより実践的な訓練を行う必要がある。また、議員へのタブレット端末の配備がなされたが、オンラインでの委員会開催に向けた条件整備には至っていない。有事において議会が停滞しないシステムの構築を急ぎ、万が一に備える必要がある。

### ● 外部評価者からの指摘

- 妥当な記述である。

### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（補足）

- 会津若松市議会においては、令和元年6月に議会におけるBCP（※）の策定を行い、災害時における「議会機能の維持及び早期回復」、「市民の生命、身体、財産を保護するために必要な支援の実施」、「市民生活の早期安定」のための議会や議員の役割、具体的な取組等を定めました。
- 今期においては、上記の議会BCPの内容をより実効性のあるものにするため、タブレット端末を用いた情報伝達訓練を行ったところです。さらに、有事において各議員が適切な連絡体制が構築できるよう、今後も引き続き、様々な状況を想定した訓練を行っていく必要があります。

※ BCP（Business Continuity Plan）とは、自然災害や予測できない事故など、業務に大きな支障をきたす可能性のある緊急事態が発生した場合に事業を継続するための計画のことです。

## 確認項目⑭ 主権者教育と選挙の充実

住民の主権者意識を醸成するための教育的活動や選挙の際における投票率向上などの住民の関心を高める活動を行っていますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
○	本市議会においては、高校生によるフリースピーチなど、高校生を対象とした主権者教育の取組を進めていたところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響で中断せざるを得ない状況にあった。今後においては、高校生によるフリースピーチなど、コロナ禍以前の取組の再開や、高校生と議員との意見交換会の取組を始めるなど、若者の市議会への関心を高めるため、継続的かつ組織的な取組の検討が必要である。

### ● 外部評価者からの指摘

- 「組織としての取組がまだ十分ではなく、道半ばの状態にある」と素直に記述されたほうがわかりやすい。
- 委員会での討議は、具体的かつ踏み込んで話をしている経過にあるので、記述にも反映されたい。

### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 会津若松市議会では、主権者意識を醸成するためのツールとして、議会のしくみや活動内容などを分かりやすく記載した「見て 知って 参加するための手引書（会津若松市議会白書）」を作成しており、令和3年2月に内容を改訂し、全世帯に配布しました。しかしながら、今期においては、コロナ禍等も相まって、この議会白書を活用した取組は十分に行えなかったと認識しています。
- 上記の評価の理由に記載されている高校生に対する主権者教育の他にも、60歳以上の市民を対象とした「あいづわくわく学園」からの講演依頼を受け、議会のしくみについての出前講座などを継続して実施しています。今後はこうした取組のほか、意見交換会に参加する機会の少ない子育て世帯等をターゲットとした主権者意識の醸成に向けた取組を進めていく必要があります。
- 主権者意識の醸成は、議会のみならず、市や地域、学校など各種関係機関と連携した取組が必要です。今期において議会としての主権者教育の取組は、十分ではなかったことから、高校生に加え、広報議会モニターの取組を参考に、様々な市民の方々に対し、主権者意識の醸成につながる取組を働きかけていかなければならないと考えます。

## 視点5 ふり返りと学び ～ふり返りを通じた改善～

### 確認項目⑮ ふり返りの取り組み方

議会全体で、定期的な議会活動のふり返りが行われ、ふり返りの結果が公開されていますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
◎	<p>定例会議ごとに審査を振り返り、次の定例会議での審査に向けて準備し、政策サイクルを回している。ふり返りの結果の公表については、より市民が理解しやすいものとするため、更なる取組が必要である。</p>

#### ● 外部評価者からの指摘

- 記述の不足感がある。予算決算委員会各分科会での2年間の中間総括、議員任期4年目の最終報告など具体的な取組についての言及が委員間討議で行われているので、その内容を反映して記述することで、第三者、市民が見た際に伝わる内容となる。
- 市民への発信の仕方など課題もあるようなので、その点も含めて記述されると良い。

#### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 会津若松市議会全体の振り返りとして、予算決算委員会各分科会での所管事務調査について、2年目の中間総括、4年目の最終報告を行う際、各テーマに対する申し送り事項を作成し、今後の課題解決のために継続的な取組が行えるようにしています。この申し送り事項は、所管事務調査の報告とあわせ、市民との意見交換会において議員から報告を行っており、市ホームページにも掲載しています。
- また、定例会議の終了後に開催する議会運営委員会では、これまでの事例の確認や、議会運営の申し合わせ事項に照らして総括を行い、その結果を次回の定例会議に反映する取組を行っています。
- 公表される振り返りや報告については、専門用語等が多く分かりづらいと思われる市民の方もいると思われます。今後、市民へどのように分かりやすく公表していくか、その方法について検討していく必要があります。

## 確認項目⑩ 繰り返りの結果の活用

繰り返りの結果から明らかになった課題が全体で共有され、継続的な改革や取組に活用できていますか。

成熟度	評価の理由・根拠、具体的な改善点等
◎	<p>予算決算委員会各分科会での繰り返りの結果から明らかになった課題を、議会全体に報告し共有している。また、申し送りを組織的に行うことで、任期を越えて課題を引き継ぎ、継続的な改革や取組に活用できている。</p>

### ● 外部評価者からの指摘

- 妥当であるが、委員会の討議からは、もう少し具体的な記述ができるはずである。任期を超えて引継ぎ、継続的に取り組んでいる具体的な改革や課題など具体的な成果を記すことで成熟度「◎」の納得性が裏付けられる。

### ◎ 評価の理由・根拠、具体的な改善点等について（追記）

- 各分科会での中間総括及び最終報告における申し送り事項（確認事項⑩「繰り返りの取り組み方」に記載）の内容については、次の任期の議会での情報共有・引継ぎが行われ、次期の各分科会で引き継がれた内容について議論の上、所管事務調査での具体的な検討テーマの設定などに活かされています。
- 主に、予算決算委員会第1分科会における財政の健全化、第2分科会における子どもの居場所づくり、第3分科会における地域産業の振興、第4分科会における降雪対策などについて、分科会における政策研究の申し送り事項を踏まえた上で、前期の議会から継続して政策研究を進めることで、地域課題の解決につなげています。



◎ 今後の議会改革について

【具体的検討事項】

【検討主体】

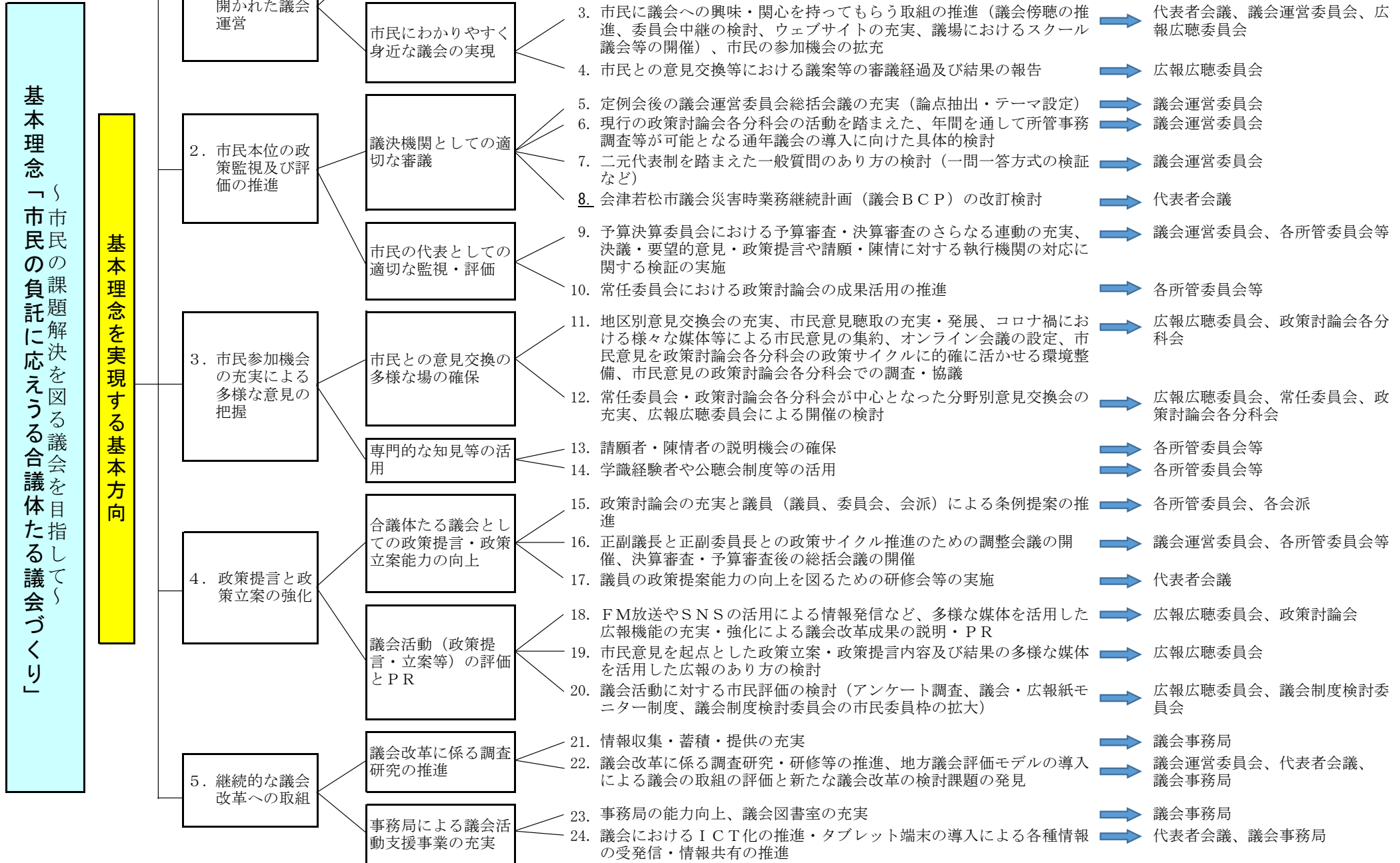
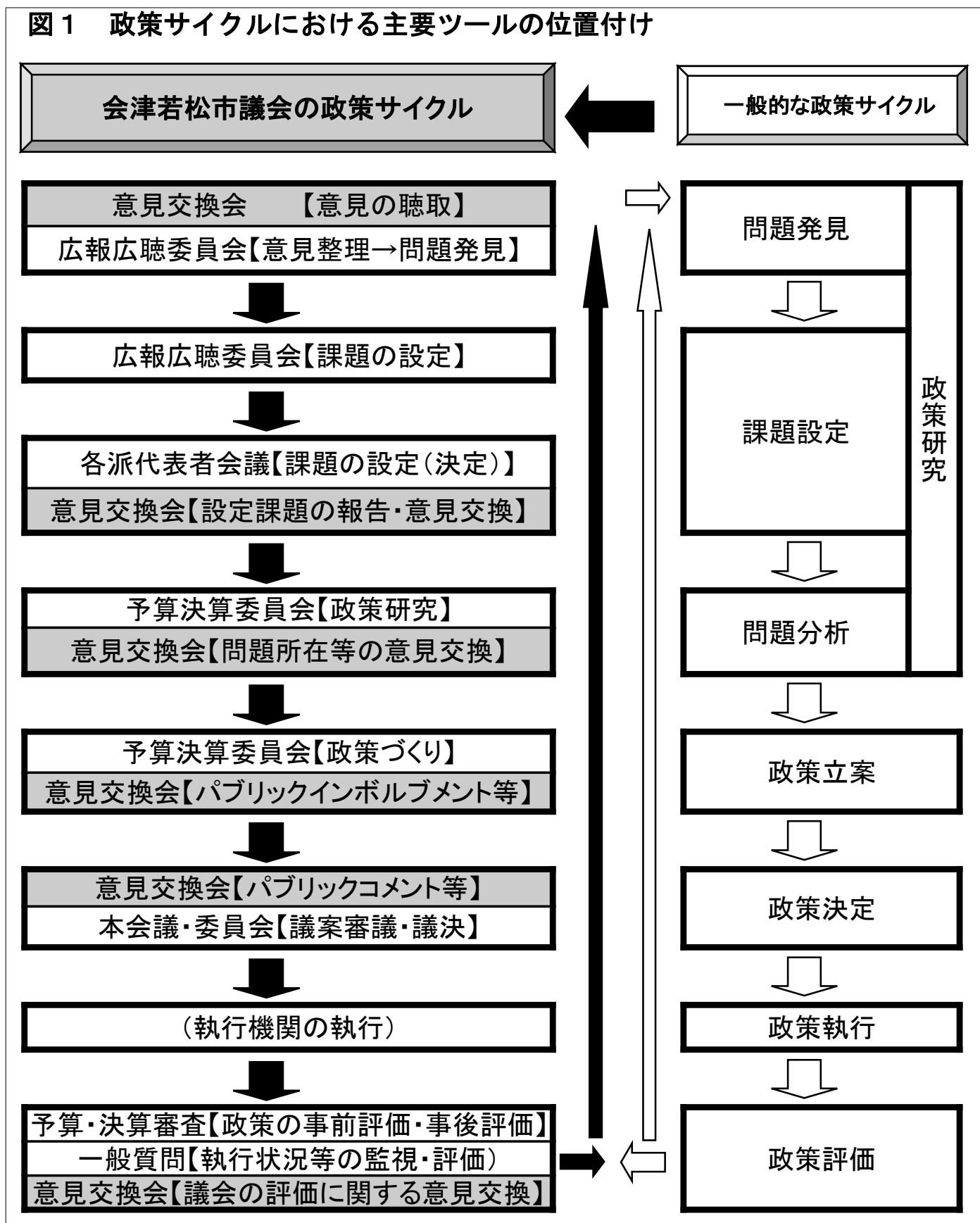


図 1 政策サイクルにおける主要ツールの位置付け





議会プロフィール

会津若松市 議会

本シートは、議会が実現したい理想的な姿（ビジョン）と、それを表現するための方策を整理するために使用します。  
議会に求められる役割使命（ミッション）を踏まえて、実現すべき理想的な姿（ビジョン）に近づくために、活動目標（アクション）を明確化しましょう。

【基本データ】令和3年4月1日現在 ※令和3年7月作成

任期 令和元年8月7日～令和5年8月6日	定数 28人	議員数 28人	投票率 53.4%（令和元年改選時）	議員報酬 （一名・月額） 447,000円	政務活動費 （一名・月額） 35,000円
事務局職員数 11人	議会費 （年間） 令和3年度当初予算 391,094千円	予算規模 （一般会計） 令和3年度当初予算 47,393,000千円	請願・陳情数 令和2年審査件数 請願3件・陳情11件	政策連携など （平成22年1月27日締結） 国立大学法人福島大学との相互友好協力協定	議長任期 2年
自治体職員数 964人	合併履歴 昭和26年：町北村 昭和30年：湊村、一箕村、高野村、神指村、門田村、大戸村、東山村、本郷村小谷地区 平成16年：北会津村 平成17年：河東町	総合計画の位置づけと対象期間 会津若松市第7次総合計画（2017年度～2026年度）※平成28年12月16日議決（基本構想及び基本計画が議決対象）			

1. 議会に期待される役割使命（ミッション）

地域経営（まちづくり）において、私たちが議会に期待されている役割使命（ミッション）は、下記の通りです。

市民参加を基礎として、市民との活発な意見交換を図り、その上で、議員同士が自由闊達な議論をたかかわせ、市民本位の立場をもってより適切な政策を決定するとともに、その執行を監視し、政策提言や政策立案を積極的に行っていくことにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上、公正で民主的な市政の発展に寄与していくことである。

（参照：議会基本条例前文及び第1条）

自治基本条例等の制定・改廃または検討の状況	平成28年6月29日制定 令和元年12月23日改正
-----------------------	---------------------------

2. 議会が実現すべき理想的な姿（ビジョン）

私たちが実現すべき議会の理想的な姿（ビジョン）は、下記の通りです。

地方分権時代において、議会は、審議権、議決権、調査権、検査権という機能をもって、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。このような認識のもと議事機関たる議会は、多様な市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、成果を目に見える形で出し、市民の負託にこたえ続けていくことが目指す姿である。

（参照：議会基本条例前文）

議会基本条例等の制定・改廃または検討の状況	平成20年6月23日制定 平成23年3月28日、平成24年12月25日、平成27年3月17日、令和元年6月24日改正
-----------------------	---

3. 現在の姿

私たちの議会がこれまでにつくりあげた「仕組み」や「制度」、「取組み」や「運用」の工夫は、下記の通りです。

<p>【1】民意の吸収や政策ニーズの情報収集</p> <p>【市民との意見交換会】地区別意見交換会は市内15地区で5月と11月の年2回開催。分野別意見交換会は常任委員会を中心に所管事業の関係団体と随時開催し、市民意見の中から市政の課題を発見する。</p> <p>【広報広聴委員会】市民との意見交換会で発見した市政の課題を分類・整理する。</p> <p>【政策討論会】市政に関する重要な政策及び課題について調査研究し、政策立案・政策提言を推進する。</p> <p>【市民委員・モニター】政策討論会議会制度検討委員会には公募による市民委員2名が参加し、市民参加のもと、議会制度に関する討議を行う。また、議会広報誌の編集においては公募によるモニター60名が参加し、市民意見を反映し、広報広聴機能の充実を図る。</p> <p>【請願・陳情】市民からの政策提言として受け止め、審議に当たり請願・陳情者の説明や意見を聴く。</p>	<p>（対応条文）</p> <p>第5条(6)</p> <p>第6条 第13条</p> <p>第5条(5)</p> <p>第5条(4)</p>
<p>【2】行政執行の監視や政策の評価・検証</p> <p>【予算・決算審査の連動】予算・決算の審査を連動させることにより、市の事務執行を事前・事後にわたり監視する。</p> <p>【論点抽出・論点整理】予算・決算の審査に先立ち予算決算審査準備会各分科会等で論点抽出・整理を行い、市の事務事業が住民福祉の向上につながるものとなるよう審査の準備を行う。</p> <p>【行政評価結果・各部行政運営方針の活用】これにより市から得た情報について、市民との意見交換会で得た市民意見や、政策討論会で得た知見をもって、議員間討議を交えて評価・検証する。さらに、議会の提言に対するその後の対応についても検証する。</p>	<p>（対応条文）</p> <p>第10条 第9条(1)</p> <p>第9条(4)</p>
<p>【3】議会独自の視点での政策の調査・立案</p> <p>【政策討論会・常任委員会】市民との意見交換会で得た市民意見を、広報広聴委員会で分類・整理し、政策討論会（常任委員会）がこれを受け、調査研究、委員間討議を重ね、政策立案につなげる。</p> <p>【予算決算委員会】予算・決算の審査を図るため予算決算委員会を常任委員会としている。同委員会は他常任委員会同様の4つの分科会に分け、各分科会で設定したテーマに基づく審査を行い、必要に応じて意見をつけ政策提言している。</p> <p>【議員間討議】議員相互間の自由な討議により、合意形成に向けた議論を尽くし、議案審査に当たること、必要に応じ修正案や附帯意見をまとめることが可能となる。</p>	<p>（対応条文）</p> <p>第13条 第14条 第11条</p> <p>第12条</p>
<p>【4】力を入れて取り組んでいること</p> <p>【議決責任を条例に明記】当然、賛否を表決した個々の議員も説明責任が問われる。議会広報誌でも、会派ごとに個々の議員の賛否が明らかされる。</p> <p>【議会運営の継続的な改革の仕組み】例えば、正副議長選挙で表明された公約を実現するための仕組みの整備。それは選挙後各派代表者会議が開催され、各派から要望のあった改革項目も含めて改革方針が大系づけられ、改革項目ごとに検討する委員会が割り振られる。各委員会は、それらをテーマに優先順位をつけて検討する。</p> <p>【市民意見への対応】市民意見は広報広聴委員会で整理・分類されるが、その後は、①政策討論会、②緊急性のある案件、③意見交換会各班の3種の対応がある。特に、①と②の対応は議会の一機関が担うことから、「重い」ものである。</p>	<p>（対応条文）</p> <p>第5条(1) 第8条 第23条</p> <p>第2条(3)</p>

4. 今後の議会を取り巻く社会環境の変化

議会のあり方に大きな影響を及ぼす可能性が高い地域や社会環境の変化は、下記の通りです。

<p>【1】世界やわが国の変化</p> <p>2042 高齢者数ピーク 推計3,878万人 2040 日本の人口 推計1億1,000万人 1.5人の現役世代が1人の高齢者を支える（肩車型） 85歳以上の人口が高齢人口の約3割近くを占める 2030 SDGs（持続可能な開発目標） 外国人労働者の拡大 大規模災害（地震、水、感染症） デジタル社会の発展（6G、AI） 働き方や生き方の多様性・柔軟性 インフラ・公共施設の再編</p> <p>2021.4.1 日本の人口 1億2,541万人（少子高齢化） 東京一極集中 地方とのバランス 1億人総活躍社会（特に高齢者活躍） 新型コロナウイルス感染症の拡大 社会保障費の増大 女性の社会進出拡大 デジタル社会の発展（5G）</p>	<p>2 0 4 0</p> <p>想定される時期</p> <p>現在</p>	<p>【2】地域や住民ニーズの変化</p> <p>2060 本市人口 推計65,000人 高齢化率 推計42% 2040 20～39歳の女性が約42%減少（2010～2040年の間） 消滅可能性都市に近づく → 合計特殊出生率目標 2.2 産み育てやすいまちづくり 男女共同参画 安定した雇用の創出 生産年齢人口の増加 安心・安全で住みやすいまち 社会資本整備 空家対策 都市サービス機能向上 広域連携 ダイバーシティ（多様性） 2035 人口 推計10万人を切る 小中学校の統廃合 2030 社会動態目標 小人口の増加 スーパーシティ 公共施設の再編 2021.4.1 人口 117,414人 高齢化率 31.7% スマートシティ コンパクトシティ 2019 合計特殊出生率 1.43 出生数 792人 市議会議員選挙投票率 53.40%</p>
---	---	--

5. これから取り組むべき課題

理想的な姿（ビジョン）を実現する上での課題は、下記の通りです。

<p>1、公正・透明な開かれた議会運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見に対するフィードバックの在り方</li> <li>・伝えた情報を理解していただくための手法</li> </ul> <p>2、市民本位の政策監視及び評価の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管事務調査の充実</li> </ul> <p>3、市民参加機会の充実による多様な意見の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時における民意吸収機能の在り方</li> <li>・多様な住民の議会参加</li> <li>・多くの市民に議会に関心をもっていただく取組</li> <li>・地域や住民のニーズの更なる把握（声なき声）</li> <li>・分野別意見交換会の充実</li> </ul> <p>4、政策提言と政策立案の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期目標を見据えた取組</li> <li>・議員提案条例</li> </ul> <p>5、継続的な議会改革への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を担う人材の育成</li> <li>・議員及び議会事務局職員の能力の向上</li> <li>・地域内分権の拡大</li> <li>・低投票率対策</li> </ul>
--

6. 通任期（4年間）の活動目標・アクション

具体的に取り組む活動目標・アクションは、下記の通りです。

<p>別紙参照（今後の議会改革について）</p> <p>◆政策討論会各分科会テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆政策討論会第1分科会 「健全な行政運営に基づく最適な自治体づくりについて」</li> <li>◆政策討論会第2分科会 「地域との連携による防災・減災対策について」</li> <li>◆政策討論会第3分科会 「新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策のあり方について」</li> <li>◆政策討論会第4分科会 「市民の安心・安全を担保するための社会インフラのあり方について」</li> <li>◆議会制度検討委員会 「議会活動に係る評価モデルの構築について」</li> </ul>
---